

令和7年4月1日

貯金規定の一部改正について

本規定にかかる改正を令和7年4月1日（火）に行いました。

改正内容の詳細につきましては、下記の新旧対照表（※改正箇所のみ記載）をご参照ください。

【対象となる貯金規定】

- ・ 当座勘定規定
- ・ 普通貯金規定
- ・ 総合口座取引規定
- ・ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ・ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

貯金規定類_新旧対照表

変更後	変更前
<p>当座勘定規定</p> <p>1. ～ 6. (省略)</p> <p>7. (手形、小切手の支払<u>等</u>)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) ～ (2) (省略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当会所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p>8. ～ 16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) ～ (3) (省略)</p> <p>18. ～ 32. (省略)</p> <p style="text-align: right;">(2025年4月1日現在)</p>	<p>当座勘定規定</p> <p>1. ～ 6. (省略)</p> <p>7. (手形、小切手の支払<u>(追加)</u>)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) ～ (2) (省略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>(追加)</u>を使用してください。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(追加)</u></p> <p>8. ～ 16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 手形、小切手、<u>(追加)</u>または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当会に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>(追加)</u>諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当会は責任を負いません。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) ～ (3) (省略)</p> <p>18. ～ 32. (省略)</p> <p style="text-align: right;">(2022年11月4日現在)</p>

貯金規定類_新旧対照表

変更後	変更前
<p>普通貯金規定</p>	<p>普通貯金規定</p>
<p>1. ～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等)</p> <p> 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> を届出の印鑑 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>第12条</u>により補てんを請求することができます。</p> <p><u>11. (キャッシュカード)</u></p> <p><u>(1) この貯金についてキャッシュカード(以下「カード」という。)を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。</u></p> <p><u>(2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器によりJAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。JAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認した場合、その他当会所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当会JAネットバンク利用規定、JAバンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当会の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があつて</u></p>	<p>1. ～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等)</p> <p> 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(追加)</u> を届出の印鑑 <u>(追加)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次条</u>により補てんを請求することができます。</p> <p><u>(新設)</u></p>

貯金規定類_新旧対照表

変更後	変更前
<p style="text-align: center;"><u>もそのために生じた損害について、当会は責任を負いません。</u></p> <p><u>1.2.</u> (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を<u>第10条</u>本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) ～ (7) (省略)</p> <p><u>1.3.</u> (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p><u>1.4.</u> (取引の制限等)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p><u>1.5.</u> (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>②この貯金の貯金者が<u>第13条</u>第1項に違反した場合</p>	<p><u>1.1.</u> (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を<u>前条</u>本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p><u>1.2.</u> (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>1.3.</u> (取引の制限等)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p><u>1.4.</u> (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>②この貯金の貯金者が<u>第12条</u>第1項に違反した場合</p>

貯金規定類_新旧対照表

変更後	変更前
<p>(省略)</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p><u>16.</u> (通知等)</p> <p>(省略)</p> <p><u>17.</u> (通知等)</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p><u>18.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>(省略)</p> <p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動こと（当会からの利子の支払に係るものや<u>第21条</u>に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）</p> <p>(省略)</p> <p><u>19.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>①<u>第18条</u>に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>(省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><u>20.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(省略)</p> <p><u>21.</u> (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p><u>15.</u> (通知等)</p> <p>(省略)</p> <p><u>16.</u> (通知等)</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p><u>17.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>(省略)</p> <p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動こと（当会からの利子の支払に係るものや<u>第20条</u>に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）</p> <p>(省略)</p> <p><u>18.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>①<u>第17条</u>に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>(省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><u>19.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(省略)</p> <p><u>20.</u> (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p>

貯金規定類_新旧対照表

変更後	変更前
<p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) ～ (6) (省略)</p> <p>2.2. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第15条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2025年4月1日現在)</p>	<p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) ～ (6) (省略)</p> <p>2.1. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2024年4月1日現在)</p>

貯金規定類_新旧対照表

変更後	変更前
<p>総合口座取引規定</p> <p>1. ～ 1 1. (省略)</p> <p>1 2. (印鑑照合等)</p> <p>この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> を届出の印鑑 <u>(または暗証の届出がある場合には暗証)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>1 3. ～ 2 3. (省略)</p> <p style="text-align: right;">(2 0 2 5 年 4 月 1 日 現在)</p>	<p>総合口座取引規定</p> <p>1. ～ 1 1. (省略)</p> <p>1 2. (印鑑照合等)</p> <p>この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>(追加)</u> を届出の印鑑 <u>(追加)</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>1 3. ～ 2 3. (省略)</p> <p style="text-align: right;">(2 0 2 4 年 4 月 1 日 現在)</p>

貯金規定類_新旧対照表

変更後	変更前
<p>普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1. ～9.（省略）</p> <p>10.（印鑑照合等）</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>（または暗証の届出がある場合には暗証）</u> を届出の印鑑 <u>（または暗証の届出がある場合には暗証）</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>第12条</u>により補てんを請求することができます。</p> <p><u>11.（キャッシュカード）</u></p> <p><u>（1）この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。</u></p> <p><u>（2）この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器によりJAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。JAネットバンク、JAバンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認した場合、その他当会所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当会JAネットバンク利用規定、JAバンクアプリ プラス利用規定、その他各種サービスについて当会の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があつて</u></p>	<p>普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1. ～9.（省略）</p> <p>10.（印鑑照合等）</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>（追加）</u> を届出の印鑑 <u>（追加）</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次条</u>により補てんを請求することができます。</p> <p><u>（新設）</u></p>

貯金規定類_新旧対照表

変更後	変更前
<p style="text-align: center;"><u>もそのために生じた損害について、当会は責任を負いません。</u></p> <p><u>1.2.</u> (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を<u>第10条</u>本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) ～ (7) (省略)</p> <p><u>1.3.</u> (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p><u>1.4.</u> (取引の制限等)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p><u>1.5.</u> (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>②この貯金の貯金者が<u>第13条</u>第1項に違反した場合</p>	<p><u>1.1.</u> (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を<u>前条</u>本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合は、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p><u>1.2.</u> (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>1.3.</u> (取引の制限等)</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p><u>1.4.</u> (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>②この貯金の貯金者が<u>第12条</u>第1項に違反した場合</p>

貯金規定類_新旧対照表

変更後	変更前
<p>(省略)</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p><u>16.</u> (通知等)</p> <p>(省略)</p> <p><u>17.</u> (通知等)</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p><u>18.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>(省略)</p> <p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動こと（当会からの利子の支払に係るものや<u>第21条</u>に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）</p> <p>(省略)</p> <p><u>19.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>①<u>第18条</u>に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>(省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><u>20.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(省略)</p> <p><u>21.</u> (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p><u>15.</u> (通知等)</p> <p>(省略)</p> <p><u>16.</u> (通知等)</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p><u>17.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>(省略)</p> <p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動こと（当会からの利子の支払に係るものや<u>第20条</u>に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）</p> <p>(省略)</p> <p><u>18.</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>①<u>第17条</u>に掲げる異動が最後にあった日</p> <p>(省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><u>19.</u> (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(省略)</p> <p><u>20.</u> (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p>

貯金規定類_新旧対照表

変更後	変更前
<p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) ～ (6) (省略)</p> <p>2.2. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第15条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2025年4月1日現在)</p>	<p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) ～ (6) (省略)</p> <p>2.1. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項および前記第14条第4項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2024年4月1日現在)</p>

貯金規定類_新旧対照表

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1. ～ 1 1.（省略）</p> <p>1 2.（印鑑照合等）</p> <p>この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>（または暗証の届出がある場合には暗証）</u> を届出の印鑑 <u>（または暗証の届出がある場合には暗証）</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>1 3. ～ 2 3.（省略）</p> <p style="text-align: right;">（2025年4月1日現在）</p>	<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1. ～ 1 1.（省略）</p> <p>1 2.（印鑑照合等）</p> <p>この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影 <u>（追加）</u> を届出の印鑑 <u>（追加）</u> と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>1 3. ～ 2 3.（省略）</p> <p style="text-align: right;">（2024年4月1日現在）</p>